

(仮称)滋賀県学校教育情報化推進計画（第2期）（計画原案）について

1 策定の趣旨

「滋賀県学校教育情報化推進計画」は、「滋賀県生きる力を育むための学校教育の情報化の推進に関する条例（令和4年滋賀県条例第4号）」の基本理念を踏まえ、学校教育の情報化の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、令和4年度末（令和5年3月27日付）に策定された。

令和7年度末で「滋賀県学校教育情報化推進計画（以下「推進計画」という。）」が計画期間の終期を迎えることに伴い、次期計画の策定を行う。

2 計画の枠組

(1) 計画の位置づけ

- ・「滋賀県生きる力を育むための学校教育の情報化の推進に関する条例」第6条第1項に基づく学校教育の情報化の推進に関する施策についての計画
- ・「学校教育の情報化の推進に関する法律」第9条第1項に基づく地方公共団体における学校教育の情報化の推進に関する施策についての計画（努力義務）

(2) 計画期間

令和8年度（2026年度）から令和10年度（2028年度）までの3年間
(技術革新のスピードが速いI C T分野の特性を踏まえて設定)

3 次期計画策定のポイント

- ・国の最新の動向も踏まえ、情報活用能力の育成を強化する。
- ・新たに、生成AI、データサイエンスにかかる施策を追加・拡充する。
- ・子どもに対する調査を踏まえ、情報モラル教育等の施策を強化する。
- ・各施策の効果を施策の対象である子どもの視点を含め評価するため、指標を見直す。

4 スケジュール（予定）

令和7年7月4日	教育委員会
7月8日～16日	子どもからの意見聴取
8月6日	第1回学校情報化連携推進会議（骨子案）
9月30日	教育委員会（骨子案）
10月10日	常任委員会（骨子案）
10月29日	第2回学校情報化連携推進会議（計画原案）
11月18日	教育委員会（計画原案）
11月下旬	各市町、関係者意見照会
11月28日	県政経営幹事会議（計画原案）
12月4日	県政経営会議（計画原案）
12月12日	常任委員会（計画原案）
令和8年 1月中旬	県民政策コメント
3月上旬	常任委員会（最終案報告）
3月25日	教育委員会（計画附議）
3月下旬	計画策定・公表

5 基本方針

【目的】次代の社会を担う児童生徒の生きる力を育む学びの実現

6 目標

- ・ICT 機器の活用が児童生徒にどのように身についているのかを評価するため、児童生徒を対象にした次の指標を追加

「児童生徒自身が ICT 機器を活用することで、自分の考え方や意見を分かりやすく伝えることができると思う割合」（学力・学習状況調査、滋賀県独自調査）

7 施策の柱、施策の目標、講ずべき施策

- ・これまでの4本の柱は、踏襲しつつ、先の計画策定のポイントから施策を新規、拡充

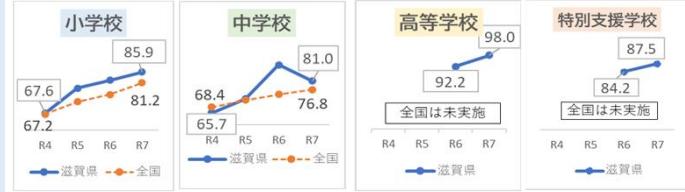
1 計画策定にあたって

趣 旨	「滋賀県生きる力を育むための学校教育の情報化の推進に関する条例」の基本理念を踏まえ、学校教育の情報化の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため計画を策定する
位置づけ	「滋賀県生きる力を育むための学校教育の情報化の推進に関する条例」第6条に基づく推進計画、「学校教育の情報化の推進に関する法律」第9条に基づく地方公共団体の計画
期 間	3年(令和8年度から令和10年度) 技術革新のスピードが速いICT分野の特性を踏まえ、必要に応じ隨時見直し
計画の対象	本計画では、県が県立高等学校、県立中学校、県立特別支援学校の学校設置者の責務として実施する、学校教育の情報化の推進に関する方針・施策等に加え、市町との連携・協力・支援にすること、教職員の研修や資質向上に関すること、その他関係機関等との連携を推進する

2 学校教育の情報化の現状と課題

(ア)指標の進捗状況 学調:全国学力・学習状況調査(文科省)、独自:滋賀県独自調査(滋賀県)、実態:学校における教育の情報化の実態等に関する調査(文科省)

【指標①】前年度にICT機器を活用した授業を1クラス当たりほぼ毎日行った割合(小中は学調、高特は独自)



【指標②】授業にICTを活用して指導できる教員の割合(実態)



【指標③】情報活用の基礎となる知識や態度について指導できる教員の割合(実態)



(イ)国・県の動向

(国)・情報活用能力の抜本的な向上

- ・情報モラル教育の充実
- ・ガイドラインに沿った生成AIの活用
- ・教育データの利活用
- ・学習者用デジタル教科書の効果的な活用
- ・GIGAスクール構想(第2期)の取組

(ウ)これまでの取組の主な成果

I. ICTを活用した児童生徒の資質・能力の育成

- ・1人1台端末(生徒用、教員用)の整備
- ・有効活用できるアプリケーションの充実・活用
- ・情報モラル教育の実施
- ・著作権への理解の促進

II. 教職員のICT活用指導力の向上

- ・ICT活用ガイドブックの活用・改定
- ・総合教育センターにおけるICT研修の促進
- ・実践事例の収集と優良事例の周知
- ・情報モラル研修の実施
- ・著作権への理解の促進

(県)・「第4期滋賀県教育振興基本計画」

- 柱Ⅰ「夢と生きる力を育む」において
「…情報および情報手段を適切かつ効果的に活用する能力を育む」
柱Ⅱ「学びの基盤を支える」において
「…教育活動へのICT活用を推進し、学びへの最大限の効果を発揮することができるよう取り組む」

(工)現状・課題

児童生徒のICTに関する資質・能力

- ・デジタル化を含め急激に変化する社会の中、児童生徒の情報活用能力の育成が不可欠
- ・誰もが自分らしく学ぶことができるようICTの特性・強みを最大限活用することが必要
- ・情報モラルや情報リテラシーの習得が必要
- ・生成AIに関する基本的な考え方と利活用の推進が必要
- ・データを用いた課題解決能力の育成が必要

教職員の指導力

- ・授業にICTの活用ができる教員の割合は県全体では全国平均より低い
- ・学校や個々の教職員の間のICT活用状況にはばらつきがある
- ・個別最適な学びや協働的学びの一体的な充実にICTを積極的に活用することが必要
- ・生成AIに関する考え方と利活用の推進が必要
- ・教育データの利活用研修の充実が必要

ICTの環境整備

- ・次世代校務DXを推進するため、ネットワークの統合を含めた新たなネットワーク需要等を踏まえた適切なICT環境整備が必要
- ・個人情報の適正な取扱いと情報セキュリティの確保

学校における働き方改革と組織・体制

- ・ICTを有効活用した校務効率化により教職員の多忙化の解消が必要
- ・特定の情報担当教員等への業務負担の偏りが発生
- ・生成AIの利活用による業務支援の推進が必要

3 基本方針

【目的】

次代の社会を担う児童生徒の生きる力を育む学びの実現

持続可能な社会の創り手の育成が求められる社会において、児童生徒が主体的に学び、考え、判断して行動し、他者と協働して新たな価値を創造する社会に貢献できるよう、次の4つの柱を設定します。

I. 児童生徒の情報活用能力の育成
II. 教職員のICT活用指導力の向上

III. ICTを活用するための環境の整備
IV. ICT推進体制の整備と人材の確保

5 施策の柱、施策の目標、講すべき施策

※(新):新規、(拡):拡充

I. 児童生徒の情報活用能力の育成

情報技術の適切な取り扱いや特性の理解により情報活用能力の育成を図る

①ICTを主体的に活用できる態度の育成

- ・ICTの活用の日常化を図るための仕掛けと工夫
- ・校種や各教科の特性に応じた、適切な場面でのICT活用
- ・小中学校等におけるデジタル教科書の効果的活用
- ・コミュニケーション能力育成ためのプレゼンテーションの機会や報告会の確保
- ・(拡)データサイエンス能力の育成と深化
- ・(新)情報技術の適切な取り扱いの推進
- ・(新)生成AIの特性の理解の促進

②情報モラル教育の充実

- ・外部講師による児童生徒へのSNSを含む情報モラル講座の実施
- ・教職員による情報モラル教育の充実
- ・デジタル・シティズンシップ(情報技術の利用における適切な行動規範)の観点をふまえた情報活用能力の育成の充実
- ・(拡)プライバシー保護や著作権への理解の促進
- ・(新)生成AIの可能性とリスクの理解の促進

③特別な配慮を要する児童生徒のICT機器の利活用

- ・有効活用できるアプリケーションの充実・活用
- ・長期入院等に関わるICT機器の活用
- ・遠隔教育に関する関係機関との連携

④プログラミング的思考の育成

- ・発達段階に応じた系統的なプログラミング学習
- ・高校生による小学生へのプログラミング教室

⑤健康面への配慮

- ・健康に留意したタブレット端末等の利用についての啓発・指導

4 目標

指 標	対象	現 状→目 標
【指標①】児童生徒自身がICT機器を活用することで、自分の考え方や意見を分かりやすく伝えることができると思う割合(学調・独自)[[とてもそう思う][そう思う]の割合]	小6 中3 高2 特※	小 79.2%(R6)→100.0%(R9) 中 76.8%(R6)→100.0%(R9) 高 - %(R6)→100.0%(R9) 特 - %(R6)→100.0%(R9)
【指標②】授業にICTを活用して指導できる教員の割合(実態) [[できる][ややできる]の割合]	小 中 高 特	小 87.7%(R6)→100.0%(R9) 中 81.2%(R6)→100.0%(R9) 高 90.1%(R6)→100.0%(R9) 特 73.1%(R6)→100.0%(R9)
【指標③】情報活用の基盤となる知識や態度について指導できる教員の割合(実態) [[できる][ややできる]の割合]	小 中 高 特	小 92.8%(R6)→100.0%(R9) 中 87.8%(R6)→100.0%(R9) 高 94.4%(R6)→100.0%(R9) 特 81.7%(R6)→100.0%(R9)

特※…対象は、高等養護学校、高等部等において、学習支援ソフトを利用している高2学齢の生徒

III. ICTを活用するための環境の整備

端末やネットワーク環境等の学校ICT環境の整備を一層推進する

①県立学校におけるICTの活用のための環境整備

- ・(拡)校務ネットワークと教育ネットワークの統合および安定的な運用管理
- ・学校ネットワーク環境の改善
- ・特別支援学校等における入出力支援装置の利用推進
- ・1人1台端末整備に伴う経済的に困窮する世帯等に対する支援
- ・教育データと連携したダッシュボード(教育データの可視化ツール)創出のための検討

②学習の継続的な支援のための体制の整備

- ・1人1台端末の活用を支える授業用支援ソフトの運用・管理
- ・オンライン授業やICTを活用した海外との交流の促進
- ・特別支援学校と市町立学校の連携に伴うICT活用の推進
- ・(拡)不登校児童生徒に対するICTを活用した学習活動等への支援の充実
- ・滋賀県総合教育センターのICT環境整備の検討

③個人情報の保護

- ・情報セキュリティに関する技術的対策の充実
- ・新たな学校教育セキュリティポリシーの策定
- ・サイバーセキュリティ教育の実施

IV. ICT推進体制の整備と人材の確保

ICTを活用した校務の効率化や働き方改革を推進する

①ICT推進体制の整備

- ・学校教育DXポータルサイトの構築
- ・大学、ICT関連企業等との連携
- ・市町教育委員会との協力・連携

②人材の確保

- ・「情報」免許を保有する教員の確保
- ・ICT担当者の負担軽減のためのAIチャットボットの充実

③ICTを活用した校務の改善

- ・(新)クラウド環境を前提とした次世代校務DXの取組の強化
- ・統合型校務支援システムの運用
- ・採点支援システムの継続利用
- ・学校横断による教材の共有化
- ・(新)校務における生成AIの利活用の推進

④県民の理解と関心の増進

- ・「教育しが」への掲載をはじめとする広報の充実
- ・学校、保護者、市町との連携によるインターネット利用に関する家庭教育学習講座の開催

(仮称) 滋賀県学校教育情報化推進計画（第2期）
～生きる力を育む情報活用能力の育成～
(計画原案)

令和8年3月
滋賀県教育委員会

目 次

1 計画策定にあたって	1
(1) 計画策定の趣旨	1
(2) 計画の位置づけ	2
(3) 計画の期間	2
(4) 計画の対象	2
2 学校教育の情報化の現状と課題	3
(1) 国・県の動向	3
① GIGAスクール構想	3
② 滋賀の教育大綱（第4期滋賀県教育振興基本計画）	4
(2) これまでの取組の主な成果	4
① ICTを活用した児童生徒の資質・能力の育成	4
② 教職員のICT活用指導力の向上	4
③ ICTを活用するための環境の整備	4
④ ICT推進体制の整備と人材の確保	5
(3) 現状・課題	5
① 児童生徒の資質・能力	5
② 教職員の指導力	7
③ ICTの環境整備	8
④ 学校における働き方改革と組織・体制	9
3 基本方針	10
(1) 児童生徒の情報活用能力の育成	10
(2) 教職員のICT活用指導力の向上	11
(3) ICTを活用するための環境の整備	11
(4) ICT推進体制の整備と人材の確保	11
4 計画的に講すべき施策	13
(1) 児童生徒の情報活用能力の育成	13
① ICTを主体的に活用できる態度の育成	13
② 情報モラル教育の充実	14
③ 特別な配慮を要する児童生徒の利活用	15
④ プログラミング的思考の育成	15
⑤ 健康面への配慮	15
(2) 教職員のICT活用指導力の向上	16
① ICTを活用した指導方法等の普及	16
② 学校の教職員の資質の向上のための研修の実施	16
③ 調査研究等の推進	17
(3) ICTを活用するための環境の整備	18
① 県立学校におけるICTの活用のための環境整備	18
② 学習の継続的な支援のための体制の整備	18
③ 個人情報の保護	19
(4) ICT推進体制の整備と人材の確保	20
① ICT推進体制の整備	20
② 人材の確保	20
③ ICTを活用した校務の改善	21
④ 県民の理解と関心の増進	21
5 学校教育の情報化に関する目標	23
(参考資料)	24

1 計画策定にあたって

(1) 計画策定の趣旨

子どもたちが社会の中心になって活躍する 2040 年以降の未来社会を見据えると、人口減少や少子高齢化といった社会課題を抱える中、AI¹の進展、生成 AI、デジタルトランスフォーメーション(DX²)などの技術革新による社会構造の変化などが予測され、これまでの社会や制度の延長上では対応できない段階にまで至ると想定されています。

一方、コロナ禍における学びの模索により、オンラインによる教育活動や、ICT³を活用した学習教材などが進展し、新たな学び方の可能性を実感することができました。

こうした社会状況の中で、子どもたちは、身近な事象から解決すべき課題を見いだし、主体的に考え、多様な立場の者が協働的に議論し、納得解を生み出すことなど、学習指導要領で育成を目指す資質・能力が一層強く求められています。

国においては、令和元年(2019年)6月に「学校教育の情報化の推進に関する法律(令和元年法律第47号。以下「法」という。)」が公布・施行されました。

本県においては、次代の社会を担う児童生徒の生きる力を育むことを目的に、学校教育の情報化の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、令和4年4月に「滋賀県生きる力を育むための学校教育の情報化の推進に関する条例(令和4年条例第4号。以下「条例」という。)」制定しているところです。

加えて、令和6年12月に「初等中等教育段階における生成 AI の利活用に関するガイドライン」が国から公表され、生成 AI の基本的な考え方、学校現場において押さえておくべきポイントや主体に応じた留意点などについて、具体的に示されました。

本計画は、条例の基本理念および生成 AI のガイドラインを踏まえ、これまでの滋賀県学校教育情報化推進計画の取組と連続性を持たせ、教育の当事者である子どもたちからの意見も取り入れながら、この変化の時代を生きる児童生徒一人ひとりが豊かな人生を生き抜くために必要な力の育成に向け、本県の学校教育の情報化に関する施策を総合的かつ計画的に実施するために策定するものです。

また、ICT の特性を活用することで、すべての児童生徒が誰一人取り残されず、自分らしく学ぶことができ、一人ひとりの才能を伸ばすための学びの機会の提供を図り、SDGs⁴の目標達成に貢献します。



¹ Artificial Intelligence の略。学習や推論、判断等の機能を備えたシステム。人工知能。

² Digital Transformation の略。デジタル技術を活用して学校や社会のあり方を変革する取組。

³ Information and Communication Technology の略。情報通信技術。

⁴ 「持続可能な開発目標(Sustainable Development Goals)」の略称。経済、社会、環境のバランスを取りながら持続可能な社会を実現するための、全ての国に共通する 2030 年までの目標。

1 (2) 計画の位置づけ

2 本計画は、条例第6条に基づき、本県の学校教育の情報化の推進に関する施策を総合
3 的・計画的に推進するために策定するものです。

4 同時に、法第9条第1項に基づく本県の区域における学校教育の情報化の推進に関する
5 施策についての計画とします。

6 また、法第9条第2項において努力義務とされている市町の学校教育情報化推進計画
7 の策定に当たっての参考となるものです。

8

9 (3) 計画の期間

10 本計画の期間は、技術革新のスピードが速いICT分野の特性を踏まえ、令和8年度
11 (2026年度)から令和10年度(2028年度)までの3年間とします。

12

13 (4) 計画の対象

14 本計画では、県が県立高等学校、県立中学校、県立特別支援学校の学校設置者の責務
15 として実施する、学校教育の情報化の推進に関する方針・施策等に加え、市町との連携・
16 協力・支援に関すること、教職員の研修や資質向上に関すること、その他関係機関等との
17 連携体制に関しても位置付けています。

2 学校教育の情報化の現状と課題

(1) 国・県の動向

① GIGA⁵スクール構想

1人1台端末と学校ネットワーク環境等を整備し、令和3年度から本格運用が開始しているGIGAスクール構想の取組においては、運用が進むにつれて、次のような課題が顕在化してきました。

- (ア) 運用に地域差がある。
- (イ) ネットワーク回線が遅い。
- (ウ) 教員に設定等の負担が集中する。
- (エ) 遠隔授業実施環境が不十分である。
- (オ) 教科書のデジタル化が進んでいない。

また、次世代の校務DX⁶においては、次の項目について、対応を求められています。

- (ア) 校務系・学習系ネットワークの統合
- (イ) 校務支援システム⁷のクラウド化
- (ウ) データ連携基盤ダッシュボード⁸の創出

加えて、児童生徒に対しては、抜本的な情報活用能力の向上、情報モラル⁹教育の充実が求められており、生成AIの利活用についても、令和6年12月26日付けて「初等中等教育段階における生成AIの利活用に関するガイドライン（Ver.2.0）」が改訂され、学校現場における生成AIの利活用について、概要や基本的な考え方、場面や主体に応じて押さえておくべきポイントをまとめられたところです。

⁵ Global and Innovation Gateway for Allの略。1人1台端末と、高速大容量の通信ネットワークを一体的に整備することで、多様な子どもたちを誰一人取り残すことなく、公正に個別最適化され、資質・能力が一層確実に育成できる教育環境の実現を目指す構想。

⁶ クラウド上での校務実施を前提とし、ロケーションフリーやデータ利活用・データ連携を通じて①学校における働き方改革、②教育活動の高度化、③教育現場のレジリエンス確保の実現に資する新しい校務の在り方。

⁷ 学校における成績管理、出欠管理、保健管理、学籍管理など、教職員が担う煩雑な業務を電子化・一元管理することで、教職員の業務負担を軽減し、教育の質向上に貢献するICTツール。

⁸ 様々な教育データを集約・可視化し、わかりやすく簡便に把握するためのツールで、データを既定の形式に加工して入れると自動的に集計・可視化が行われる。

⁹ 人間が情報を用いた社会形成に必要とされる一般的な行動の規範。情報社会で適正な活動を行うための基になる考え方と態度。

1 ② 滋賀の教育大綱（第4期滋賀県教育振興基本計画）

2 滋賀県においては、令和5年（2023年）年12月、「第4期滋賀県教育振興基本計画」
3 が策定され、今後5年間に実施する3つの主な施策の柱が示されています。

4 柱I「夢と生きる力を育む」の「（2）主体的に社会へ参画できる資質能力を育む」
5 の「②情報活用能力の育成」においては、「図書等の活字資料の有効活用に加え、滋賀県
6 生きる力を育むための学校教育の情報化の推進に関する条例の規定により定める学校教
7 育情報化推進計画に基づき、情報通信技術を日常的に活用した教科等の指導等により、
8 情報および情報手段を適切かつ効果的に活用する能力を育みます。」と示されています。

9 また、柱II「学びの基盤を支える」の「（2）安心して学び、の力を発揮できる環境
10 をつくる」の「③教育DXの推進」においては、「滋賀県生きる力を育むための学校教育
11 の情報化の推進に関する条例の規定により定める学校教育情報化推進計画に基づき、子
12 どもたちの1人1台端末環境を安定的に運用するとともに、飛躍的に進歩している人工
13 知能（AI）を含め、教育活動へのICT活用を推進し、学びへの最大限の効果を発揮するこ
14 とができるよう取り組みます。」と示されているところです。

15
16 （2）これまでの取組の主な成果

17 これまでの推進計画における取組の主な成果として、次のものが挙げられます。

18 ① ICTを活用した児童生徒の資質・能力の育成

- 19 ・1人1台端末（生徒用、教員用）の整備
- 20 ・有効活用できるアプリケーションの充実・活用
- 21 ・情報モラル研修の実施
- 22 ・著作権への理解の促進 など

23
24 ② 教職員のICT活用指導力の向上

- 25 ・ICT活用ガイドブックの活用・改定
- 26 ・総合教育センターにおけるICT研修の促進
- 27 ・実践事例の収集と優良事例の周知
- 28 ・情報モラル研修の実施
- 29 ・著作権への理解の促進 など

30
31 ③ ICTを活用するための環境の整備

- 32 ・高速通信回線（1Gbps）の整備
- 33 ・プロジェクタ等のICT環境の整備
- 34 ・特別支援学校における入出力支援装置の配備

- 1 ・1人1台端末の整備に伴う経済的に困窮する世帯等に対する支援
2 ・授業支援ソフトウェアの導入¹⁰ など

3
4 ④ ICT推進体制の整備と人材の確保

- 5 ・市町教育委員会との協力・連携
6 ・「情報」免許を保有する教員の確保
7 ・統合型校務支援システムの運用
8 ・採点支援システム¹¹の導入・利活用 など

9
10 (3) 現状・課題

11 ① 児童生徒のICTに関する資質・能力

12 ・GIGAスクール構想は、1人1台の端末と高速・大容量通信ネットワークの整備に加え、
13 既存の教育実践とを組み合わせ、2040年以降の未来社会にふさわしい教育環境を構築
14 するとともに、すべての子どもたちの可能性を引き出すことを目指し、個別最適化さ
15 れた学びと協働的な学びの一体的な充実を図ることにより、主体的で対話的で深い学
16 びの実現を目指しています。

17
18 ・これまでの推進計画の指標①「前年度にICT機器を活用した授業を1クラス当たりほ
19 ぼ毎日行った割合（令和7年度の全国学力・学習状況調査）」という質問に対して、
20 県内学校の全ての校種で8割以上の学校がほぼ毎日ICT機器を活用していると回答し
21 ており、ICT活用した学習活動が着実に進展し、児童生徒の情報活用能力の育成が図
22 られているところです。

23 【指標①】前年度にICT機器を活用した授業を1クラス当たりほぼ毎日行った割合



32 ¹⁰ タブレットやパソコンなどのICT端末を利用した教育の質を高め、効果的に行うためのソフトウ
33 エア。

34 ¹¹ スキャンした解答用紙のデジタル採点や自動集計、成績分析などをパソコン上で効率的に行うシ
35 ステム

1 ・技術革新が進んでいく新たな時代において、児童生徒が情報を主体的に捉えながら、
2 情報及び情報技術を適切かつ効果的に活用する情報活用能力¹²および確かな学力¹³の
3 育成が不可欠です。

4
5 ・小中学校等における英語等のデジタル教科書の導入や効果的な活用方法等に関する実
6 証研究も行われており、GIGAスクール構想と学校DXの着実な推進が見込まれている
7 ところです。

8
9 ・社会生活に組み込まれつつある生成AIについては、使い方によって人間の能力を補
10 助、拡張し、可能性を広げてくれる有用な道具にもなり得ることを理解した上で、学
11 校現場においては、生成AI自体の性質を十分に学習していない段階で、自由に使用す
12 る、レポート等について生成AIによる生成物をそのまま応募・提出するなど、不適切
13 と考えられる場面での利用が課題です。

14
15 ・また、児童生徒の発達の段階や情報活用能力の育成状況に留意しつつ、バイアスの存
16 在とそれによる公平性の欠如、機密情報や個人情報に関するリスクおよび著作権に関
17 するリスクなど、リスクや懸念には、対策を講じた上で児童生徒の学習活動における
18 生成AIの利活用を推進していくことが重要です。

19
20 ・新たな価値を創造するデータサイエンス¹⁴能力の育成を図ることで、高校生に対して
21 「情報を解析する力」「情報を表現する力」などを養うことや、蓄積された教育データを、データサイエンスの考えにより分析、解析し、児童生徒の学習支援や指導の改
22 善などにつなげるための研修を推進することが重要です。

23
24 ・不登校、病気療養、障害、日本語指導を要することなど特別な支援が必要な児童生徒
25 であっても、誰もが自分らしく学ぶことができ、誰一人取り残されず、一人ひとりの
26 可能性が最大限に引き出されるような教育の在り方が求められており、ICTの特性・
27 強みを最大限に活用していくことが重要です。

30 ¹² 情報および情報手段を適切かつ効果的に活用する能力（条例第3条第1項1号）

31 ¹³ 基礎的な知識および技能ならびにこれらを活用して課題を解決するために必要な思考力、判断力、
32 表現力その他の能力ならびに主体的に学習に取り組む態度（条例第3条第1項1号）

33 ¹⁴ データを用いて新たな科学的および社会に有益な知見を引き出そうとするアプローチのこと、
34 データを扱う手法である情報科学、統計学、アルゴリズムなどを横断的に扱う。

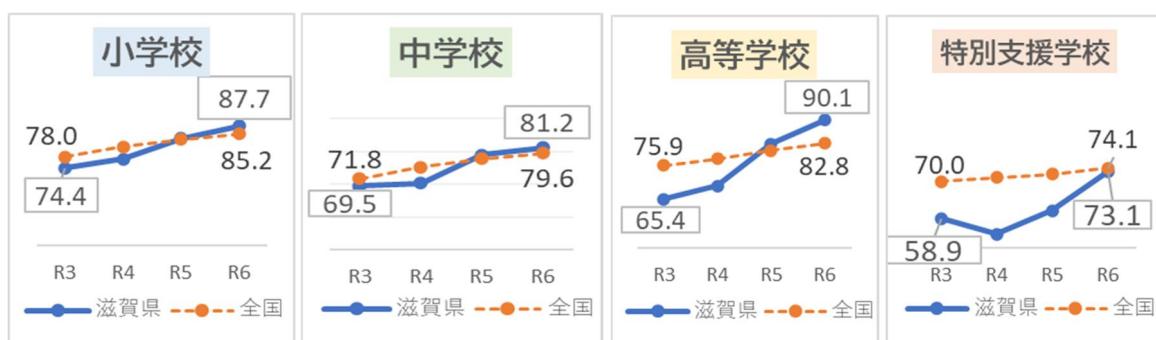
1 ·急速な社会のデジタル化が進む中、ICT の活用が日常的になるに従い、SNS¹⁵の利用等
2 に伴うトラブルに巻き込まれたり、誤って他人の著作権を侵害してしまうなどの可能
3 性があります。情報を正しく安全に利用するための情報モラルと必要な知識の習得に
4 加え、児童生徒自身が SNS 等の危険性を認識し、デジタル社会の構成員の一人として、
5 自ら判断し、責任ある行動ができる力が求められています。

6 ·今後、更なる進展のためには、ICT 機器を活用することにより、どのような利点があ
7 るかを明らかにし、これまで以上に自由な発想で日常的に適切に活用できることが求
8 められます。

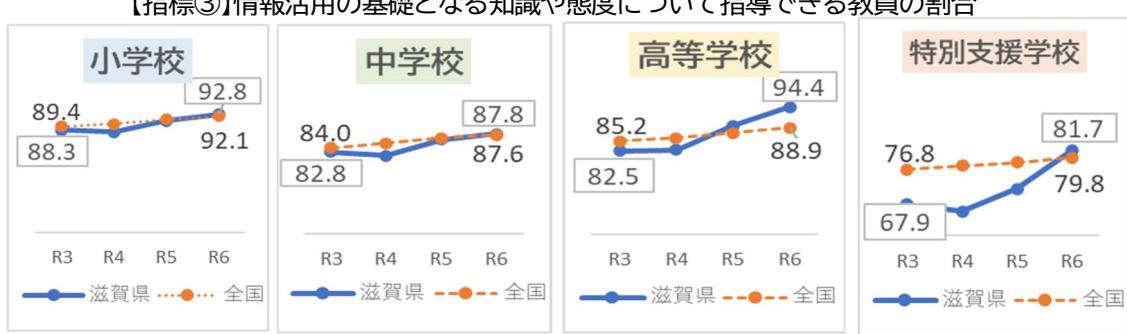
11 ② 教職員の指導力

12 ·GIGA スクール構想により 1 人 1 台端末等の環境が急速に整備され、今後はより積極的
13 な利活用が重要な段階となっています。滋賀県総合教育センターにおける教職員研修
14 の実施など ICT 活用指導力向上の取組により、令和 6 年度学校における教育の情報化
15 の実態等に関する調査において、滋賀県全体の「授業に ICT を活用して指導できる教
16 員の割合」は、85.0%（全国：82.2%）、滋賀県全体の「情報活用の基盤となる知識
17 や態度について指導できる教員の割合」は、90.7%（全国：89.2%）となり、全国平
18 均よりもやや高い状況となりました。しかしながら、学校や個々の教職員の間で、ICT
19 活用の意義に対する理解や取組状況にはばらつきが生じているとの学校からの報告も
20 あるため、引き続き、ICT を活用した授業づくりの研修が求められているところです。

21 【指標②】授業にICTを活用して指導できる教員の割合



33 ¹⁵ソーシャルネットワーキングサービス (Social Networking Service) の略で、登録された利用者
34 同士が交流できる Web サイト等の会員制サービスのこと。



・今後は、児童生徒の学習活動の状況等に関する情報を活用した「個別最適な学び」とICT機器を使用した意見交換、発表等を活用した「協働的な学び」の一体的な充実、対面による指導と遠隔授業等を融合した授業づくりなどICT環境を日常的に活用した教科等の適切な指導を進めていくことが重要です。

・スマートフォンやSNSが急速に普及し、その利用も低年齢化する中、トラブルに巻き込まれてしまう、他人の著作物等を違法に利用してしまう、必要以上に長時間にわたり使用してしまうなどの課題も発生しており、情報モラルや情報リテラシーの指導に加え、児童生徒がデジタル社会の構成員の一人として、自ら判断し、責任ある行動ができるよう指導を進めていく必要があります。

③ ICTの環境整備

・GIGAスクール構想等により、学校における高速大容量通信ネットワークの整備が進み、県内小中学校における1人1台端末の整備は令和3年度（2021年度）までに完了するなど、学校のICT環境が急速に進展しました。

・県立高等学校または県立特別支援学校高等部においても、義務教育段階において1人1台端末環境で学んだ児童生徒が、高等学校等に進学しても切れ目なく同様の環境で学ぶことができるよう、令和4年度（2022年度）からBYOD¹⁶方式による端末の整備を学年進行で進めており、令和6年度（2024年度）までには全学年の1人1台端末環境の整備が完了しました。

¹⁶ Bring your own deviceの略。児童生徒が自身や家庭で保有する端末を学校に持参・利用すること。

1 ・今後、全ての児童生徒が、学校における ICT の活用を「日常的」なものとして活用できるよう、各家庭の状況や児童生徒個人の多様な教育的ニーズへの配慮も踏まえて、適切な ICT 環境を整備していくことが求められています。また、デジタル教科書やデジタル教材の活用がより一層進む中、多くの児童生徒が一斉に 1 人 1 台端末を利用する場合のネットワーク需要等に対応していくことも必要です。

7 ・学校における児童生徒等の個人情報の適正な取扱いと情報セキュリティの確保に向けては、「校務情報ネットワーク運用管理要領」および「県立学校における個人情報の流出等の防止のための行動指針」等に基づき、安全の徹底確保を図っていますが、ICT によるクラウドサービス¹⁷の利活用が進む中、より一層のセキュリティ対策が求められています。

④ 学校における働き方改革と組織・体制

14 ・教職員の長時間勤務を解消し、教職員が健康でいきいきと働くことができ、子ども一人ひとりと向き合う時間を確保するため、ICT を有効に活用した校務の効率化などをより一層推進することが求められています。

18 ・GIGA スクール構想は教職員の働き方にとっても有効であると考えられますが、ICT 担当教職員に負担が集中するといった課題も生じているため、特定の職員の負担を解消する取組が必要です。

22 ・GIGA スクール構想による 1 人 1 台端末の調達や新型コロナウイルス感染症における端末の持ち帰りなど、全ての教育委員会が課題に直面する中、ICT に関する知見の共有と対応の連携を図るため、県と各市町との連携会議や学校訪問を通じて情報共有を図っています。今後、ICT 利活用による授業改善や校務効率化を本格化させる段階に移行していく中で、関係機関等による更なる連携が求められています。

31 ¹⁷ 従来は利用者が手元のコンピュータで利用していたデータやソフトウェアを、ネットワーク経由で、サービスとして利用者に提供するもの。利用者側が最低限の環境（パソコンコンピュータや携帯情報端末などのクライアント、その上で動く Web ブラウザ、インターネット接続環境など）を用意することで、どの端末からでも、様々なサービスを利用することができます。

1 3 基本方針

目的：次代の社会を担う児童生徒の生きる力を育む学びの実現

2040 年以降の社会を見据えた持続可能な社会の創り手の育成が求められる社会において、児童生徒が情報を主体的に捉えながら、自ら課題を見つけ、自ら学び、自ら考え、判断して行動し、他者と協働し新たな価値を創造する社会に貢献できるよう、次に掲げる 4 つの施策の柱を設定し、これらの方針に沿った具体的な施策を計画的かつ総合的に推進します。

2

3 【施策の柱】

4 (1) 児童生徒の情報活用能力の育成

5 ・児童生徒の学習活動の状況等に関する情報を活用した「個別最適な学び」と ICT 機器
6 を使用した意見交換、発表等を活用した「協働的な学び」を一体的に充実し、対面による指導と遠隔授業等を融合した授業づくり、その他の ICT を日常的に活用した教科等の指導を適切に行い、情報活用能力および確かな学力の育成に努めます。

7

8 ・「個別最適な学び」と「協働的な学び」の充実を図るために、デジタル教材を活用して一人ひとりの学びの状況に応じた課題を提供することや、意見交流やプレゼンテーションに 1 人 1 台端末の効果的な活用を推進します。

9

10 ・生成 AI については、使い方によって人間の能力を補助、拡張し、可能性を広げてくれる有用な道具にもなり得ることを理解した上で、児童生徒の発達の段階や情報活用能力の育成状況に留意しつつ、リスクや懸念に対策を講じた上で児童生徒の学習活動における利活用を推進します。

11

12 ・1 人 1 台端末を家庭においても学習に利用することができるよう、動画や音声データを使用した課題や、AI ドリル等のデジタル教材を活用した家庭学習を推進します。

13

14 ・不登校、病気療養、障害、日本語指導を要することなど特別な支援が必要な児童生徒であっても、ICT の特性を最大限に活用し、誰一人取り残されず、一人ひとりの能力を伸ばすための学びの機会の提供を図ります。

15

16

1 ・児童生徒が、デジタル社会の構成員の一人として、情報を活用し、社会や個人の課題
2 を解決する力の習得に努めます。また、ICT 機器を使用することによる児童生徒の健
3 康面への影響についても配慮します。

4

5 (2) 教職員の ICT 活用指導力の向上

6 ・学習指導要領を着実に実施し、学校教育の質の向上につなげるため、各学校における
7 カリキュラム・マネジメントの充実や主体的・対話的で深い学びの実現に向け、教職
8 員の授業に対する考え方の変革を進めるとともに、授業改善に対応できるよう、実際
9 の授業を想定した主体的な研修の充実など教職員の ICT 活用指導力の向上を図ります。

10

11 ・生成 AI が社会生活に組み込まれていくことを念頭に、各学校において、児童生徒の発
12 達の段階を考慮しながら情報活用能力の育成を図るため ICT を活用した学習活動を充
13 実させます。具体的には、対面授業で ICT を活用することにより、学習履歴（スタディ
14 イ・ログ）を蓄積・分析・利活用した個別最適な学びの実践や、対面授業とオンライン
15 授業を併用したハイブリット授業の研究を推進します。

16

17 (3) ICT を活用するための環境の整備

18 ・全ての児童生徒が、学校における ICT の活用を「当たり前」「日常的」なものとし、
19 その家庭の経済的な状況、居住する地域、障害の有無等にかかわらず、ICT の利点を
20 共有することができるよう学校の ICT 環境整備を進めます。

21

22 ・1人1台端末によるクラウドサービスの利活用が進む中、全ての児童生徒が安全に ICT
23 を活用できるよう、児童生徒等の個人情報の適正な取扱と情報セキュリティの確保を
24 図ります。

25

26 ・ICT の効果的な活用により、遠隔授業や授業配信など新たな授業形態の研究を進める
27 とともに、不登校・長期入院等の児童生徒を含めた多様な児童生徒を誰一人取り残す
28 ことのない学びの実現に向けた環境構築を進めます。

29

30 ・学校間でのオンライン授業などの実施により、学校での学びに留まらないつながりの
31 創出も期待されます。ICT 化が進む学校における協働性、社会性等の育成研究や取組
32 事例について、県全体での共有を図ります。

1 (4) ICT 推進体制の整備と人材の確保

2 ・ 小学校、中学校での学びが基本となり高校段階につながります。児童生徒の成長段階
3 において切れ目ない教育を確保していくため、市町をはじめとする多様な関係機関等
4 との広域的な連携体制を確保していきます。

5

6 ・ ICT を活用した校務の改善により、教職員の長時間勤務を解消し、子ども一人ひとり
7 と向き合う時間を確保することによる教育の質の向上を図ります。また、ICT 教育担当
8 の教職員への負担が過度に集中しないよう、組織的な支援体制の強化や各学校の情報
9 担当者の連携などを進めます。

10

11 ・ 生成 AI が社会生活に組み込まれていくことを念頭に、業務改善の視点から好事例の
12 情報共有および活用事例の普及を行い、校務における生成 AI の利活用を進めます。

13

14 ・ 教職員の支援や学校教育の効率化を図るため、ICT 教育のサポート体制づくりを進め
15 ます。

4 計画的に講すべき施策

※ 各項目の〔主な取組〕において(新)は新規、(拡)は拡充するものを示しています。

(1) 児童生徒の情報活用能力の育成

① ICT を主体的に活用できる態度の育成

〔取組の方向性〕

・学習の効果を高めるため、ICT を授業における多様な場面に取り入れ、「個別最適な学び」と「協働的な学び」の一体的な充実など、目的に応じて適切に活用し、よりわかりやすく理解が深まる授業づくりを推進します。また、各教科等のねらいに応じて、学習活動の中に情報技術の適切な取り扱いや特性の理解を取り入れ、授業改善を進めながら子どもたちのコミュニケーション能力および情報活用能力の育成を図ります。

・令和6年度（2024年度）から小中学校等の一部の教科において導入されている学習者用デジタル教科書について、国の実証事業への参加等を通じて、紙の教科書とデジタル教科書を最適に組み合わせた学習を検討します。

・児童生徒のコミュニケーション能力の育成のため、授業、学校行事、総合的な探究の時間や課題研究等において、1人1台端末を活用したプレゼンテーションや報告をする機会を増やします。また、高校生に対して新たな価値を創造するデータサイエンス能力の育成を図ることで「情報を解析する力」「情報の処理手法を構想する力」「情報を表現する力」を養います。

・問題の発見・解決に向けて情報と情報技術を適切かつ効果的に活用し、デジタル社会に主体的に参画するための資質・能力を育みます。また、児童生徒の発達の段階や情報活用能力の育成状況に留意しつつ、デジタルリテラシーの適切な取り扱いおよび生成AIの特性の理解のための学習活動を促進します。

〔主な取組〕

- ・日常的な1人1台端末の活用を図るための仕掛けと工夫
- ・校種や各教科が目指す資質・能力の育成に向けた適切な場面でのICT活用による授業改善の推進
- ・小中学校等における学習者用デジタル教科書やデジタル教材を活用することで多様な学習を推進
- ・コミュニケーション能力育成のため、児童生徒が端末を用いてプレゼンテーションする機会や報告会の確保
- ・(拡)データを活用できるデータサイエンス能力の育成と深化

- 1 ・(新)児童生徒への情報技術の適切な取り扱いの推進
2 ・(新)児童生徒への生成AIの特性の理解の促進

3
4 ② 情報モラル教育の充実

5 〔取組の方向性〕

6 ・児童生徒が情報に対する責任ある考え方や行動をしようとする態度などを身に付け、安
7 全・安心に情報を利活用していくことができるよう、SNSの利用を含むスマートフォ
8 ンを安全に利用するための講座等、情報モラルに関する指導を進めます。

9
10 ・デジタル社会の構成員の一人として、自ら判断し、責任ある行動ができる力、さら
11 には、自らの意思で積極的にデジタル社会と関わっていく能力とスキルを身に付ける
12 ことができるよう「デジタル・シティズンシップ¹⁸」の観点を踏まえた情報活用能力
13 の育成を図ります。

14
15 ・スマートフォン等を用いて誰もが動画等の創作を行うような状況になったことを踏ま
16 え、盗撮などの不適切な利用の防止やプライバシー保護のため、児童生徒が著作権や
17 肖像権および知的財産権等に関する正しい知識を持ち、高い意識を持って情報を扱える
18 よう指導を進めます。

19
20 ・児童生徒の発達の段階や情報活用能力の育成状況に留意しつつ、生成AIの可能性と
21 リスクの理解のための学習活動を促進します。

22
23 〔主な取組〕

- 24 ・学校における児童生徒へのSNSを含む情報モラル講座等の実施
25 ・情報社会に参画する態度の育成を目指す情報モラル教育の充実
26 ・デジタル・シティズンシップの観点をふまえた情報活用能力の育成
27 ・(拡)プライバシー保護や著作権および知的財産権など情報社会で必要となる関連法規
28 の正しい理解の涵養
29 ・(新)生成AIの可能性とリスクの理解の促進

30
31
32
33 ¹⁸ 情報技術の利用に関する適切で責任ある情報規範。デジタル技術の利用を通じて、社会に積極的
34 に関与し、参加すること。

1 ③ 特別な配慮を要する児童生徒の利活用

2 〔取組の方向性〕

- 3 ・不登校、病気療養、障害、日本語指導を要することなど特別な支援が必要な児童生徒
4 に対し、遠隔教育をはじめとする ICT の活用により、均等に学ぶ機会を保障します。
5 加えて、学びの困難さを軽減するとともに、能力を引き出すことにより、学びの樂し
6 さを実感できるよう、また、効果的なアプリケーションの活用などにより、指導の効
7 果を高めます。

9 〔主な取組〕

- 10 ・個に応じた学習に有効活用できるアプリケーションの充実
11 ・長期入院等に関わるタブレット端末やネットワーク接続環境の整備
12 ・多様な教育ニーズに応えるための遠隔教育に必要な関係機関との連携

14 ④ プログラミング的思考の育成

15 〔取組の方向性〕

- 16 ・学習指導要領に基づき、発達段階に応じたプログラミング教育を行います。
17
18 ・プログラミングの流れや、プログラムの基本構造、アルゴリズムなどを体系的・系統
19 的に学習することで、プログラミング的思考や論理的思考力、創造性などを養います。

21 〔主な取組〕

- 22 ・校種間連携を図ることにより発達段階に応じた系統的なプログラミング学習を実現
23 ・キャリア教育の観点を踏まえた高校生による小学生へのプログラミング教室

25 ⑤健康面への配慮

26 〔取組の方向性〕

- 27 ・姿勢や視力低下などの健康面に留意したタブレット端末などの利用について啓発・指
28 導を行います。

30 〔主な取組〕

- 31 ・健康に留意したタブレット端末等の利用についての啓発・指導

1 (2) 教職員の ICT 活用指導力の向上

2 ① ICT を活用した指導方法等の普及

3 [取組の方向性]

4 ・授業内容や児童生徒の実態に応じて ICT を活用することで、これまで以上に「個別最
5 適な学び」と「協働的な学び」を一体的に充実させた学習活動が可能となり、「主体
6 的・対話的で深い学び」の実現に向けた様々な指導方法による授業が行われ、児童生
7 徒の資質・能力の育成につながるため、ICT を活用した指導方法等の普及を図ります。

8

9 ・ICT 活用ガイドブックの改定および、動画サイトでの教科別活用事例の紹介とともに、
10 ICT を活用した教科指導のモデルとなる授業づくりの研究を進め、公開授業などを通
11 して、その研究成果の普及を図ります。

12

13 ・教職員の指導力・活用力向上のため、生成 AI ・データの利活用を含む ICT 活用実践事
14 例の作成や優良事例を周知し、必要な情報を入手できる環境を構築します。また、指
15 導者用デジタル教科書の長所を活かした授業力の向上を図ります。

16

17 [主な取組]

18 ・教科指導など教育活動の各場面で参考となる ICT 活用ガイドブックの改定
19 ・ポータルサイトでの動画コンテンツによる教科別活用事例の紹介
20 ・(拡)総合教育センターにおける ICT を活用した授業づくり研修の充実
21 ・(拡)生成 AI ・データの利活用を含む実践事例の収集と優良事例の周知
22 ・指導用デジタル教科書の長所を活かした授業力の向上

23

24 ② 学校の教職員の資質の向上のための研修の実施

25 [取組の方向性]

26 ・児童生徒がデジタル社会の構成員の一人として、自ら判断し責任ある行動ができるよ
27 う、教職員の情報モラルや情報セキュリティ、プライバシー保護や著作権への理解を
28 推進させる指導力向上の研修の充実を図ります。

29

30 ・蓄積された校務や学習の教育データを、教職員がデータサイエンスの技術を用いて分
31 析・解析し、指導が必要な児童生徒の早期発見や、児童生徒の特性・能力に応じた学
32 習支援など、指導の改善につなげるため、教育データの利活用に関する研修の推進を
33 図ります。

- 1 ・プログラミング的思考の指導や論理的思考力の育成に資する研修を実施するとともに、
2 児童生徒の発達の段階や情報活用能力の育成状況に留意しつつ、生成 AI の可能性と
3 リスクの理解のための学習活動を促進します。

4

5 **[主な取組]**

- 6 ・情報社会に参画する態度の育成に資する情報モラル、情報セキュリティなどの教職員
7 の資質向上のための研修の充実
8 ・(拡)総合教育センターにおける ICT を活用した授業づくりの研修の充実
9 ・(拡)教育の質の向上を図るための情報・教育データをデータサイエンスの技術を用い
10 て分析し、利活用するための研修の充実
11 ・プログラミング的思考の指導や論理的思考力の育成に資する研修の実施
12 ・(拡)プライバシー保護、著作権および知的財産権など情報社会で必要となる関連法規
13 の正しい理解の促進に向けた研修の実施
14 ・(新)生成 AI の可能性とリスクの理解の促進

15

16 ③ 調査研究等の推進

17 **[取組の方向性]**

- 18 ・今後、本格的に導入が進むデジタル教科書やデジタル教材の効果的な活用方法や「個
19 別最適な学び」と「協働的な学び」を実現するための ICT 活用についての研究を進
20 めながら、具体的な指導に係る教育手法が確立されていないデジタル・シティズンシ
21 ップ教育の研究につなげ、その研究成果の普及を進めます。
- 22
- 23 ・生成 AI については、使い方によって人間の能力を補助、拡張し、可能性を広げてくれる
24 有用な道具にもなり得ることを理解した上で、児童生徒の発達の段階や情報活用能
25 力の育成状況に留意しつつ、児童生徒の発達段階や情報活用能力の育成状況を踏まえ
26 たラーニングパートナーとしての生成 AI の利活用の研究を推進します。

27

28 **[主な取組]**

- 29 ・デジタル教科書やデジタル教材の長所を活かした効果的な指導方法の研究
30 ・(拡) 「個別最適な学び」と「協働的な学び」を実現するための ICT 活用についての更
31 なる研究
32 ・発達段階に応じたデジタル・シティズンシップの観点を踏ました教育の研究
33 ・児童生徒のラーニングパートナーとしての生成 AI の利活用の研究

1 (3) ICT を活用するための環境の整備

2 ① 県立学校における ICT の活用のための環境整備

3 [取組の方向性]

4 ・県立学校の通信環境については、1人1台端末の利用が進むため、一斉に接続しても
5 円滑な回線速度を保ち、安定的に授業等に活用できるネットワーク環境を確保すると
6 ともに、ネットワーク需要に対応した環境改善を進めます。

7
8 ・障害のある児童生徒が学習上又は生活上の困難を改善・克服し、可能な限り障害のな
9 い児童生徒と共に教育を受けることができるよう、ICT 環境の整備を進めます。

10
11 ・経済的状況等により1人1台端末や家庭での通信環境の確保が難しい家庭に対しては、
12 貸与用の端末やモバイルルーター等を確保することにより、学びのセーフティーネッ
13 トを維持していきます。

14
15 ・1人1台端末の管理の在り方や適切な使い方を児童生徒や保護者等と共有し、協力を
16 得ながら ICT 活用を進めます。

17
18 ・校務支援システム、児童生徒へのアンケートの結果および心の健康観察の報告内容な
19 ど、これまでに蓄積した教育データを連携させ利活用することにより、個別最適な学
20 びにつながる指導が可能となるため、データ連携による児童生徒、教職員、教育委員
21 会などの視点に立ったダッシュボードの創出に向けて検討を進めます。

22
23 [主な取組]

24 ・(拡)強固なアクセス制御による対策を講じた校務情報ネットワークと教育情報ネット
25 ワークの統合および安定的な運用管理

26 ・県立学校における円滑な教育活動に必要な通信環境の改善および ICT 機器の更新・整
27 備

28 ・特別支援学校等における入出力支援装置の利用推進

29 ・1人1台端末整備に伴う経済的に困窮する世帯等に対する支援

30 ・教育データと連携したダッシュボード創出のための検討

31
32 ② 学習の継続的な支援のための体制の整備

33 [取組の方向性]

1 ・児童生徒の学習状況等に関する情報を蓄積、分析、活用し、学校間および学校内の教
2 職員間で適切に共有するために必要な授業用支援ソフトの運用・管理を進めます。

3
4 ・大学や学校間でのオンライン授業や、単位認定に向けた遠隔授業の研究、ICT を活用
5 することによる海外の学校との交流の促進などにより、学校での学びに留まらない一つ
6 ながらの創出も期待されます。ICT 化が進む学校における協働性、社会性等の育成研
7 究や取組事例について、県全体での共有を図ります。

8
9 ・不登校児童生徒が自宅等から ICT を活用して受けた授業が遠隔授業として出席となる
10 ためには、画面やチャットツール等を通じて生徒の学習状況を把握する必要があること
11 から、通信環境が整っていない家庭に対して、Wi-Fi ルーターの貸出を行う（通信
12 料については、生徒の保護者等の負担）など、不登校児童生徒に対する ICT を活用し
13 た学習活動等への支援の充実を図ります。

14
15 ・滋賀県総合教育センターにおける研修を、より効率的・効果的なものとするために、
16 ICT 環境整備を進めます。

17 [主な取組]

- 18
19 ・1人1台端末の活用を支える授業用支援ソフトの運用・管理
20 ・学校間のオンライン授業や ICT を活用した海外との交流の促進
21 ・特別支援学校と市町立学校の連携に伴う ICT 活用の推進
22 ・(拡)不登校児童生徒に対する ICT を活用した学習環境等への支援の充実
23 ・滋賀県総合教育センターの ICT 環境整備の検討

24 ③ 個人情報の保護

25 [取組の方向性]

- 26
27 ・1人1台端末環境におけるクラウドの日常的な活用や、利用するネットワーク・場所
28 にとらわれないセキュリティ対策の実施とともに、個人情報の保護に十分配慮しながら、
29 教職員および児童生徒が安心して学校で ICT を活用できる環境の整備を促進します。

30 [主な取組]

- 31
32 ・教職員が教育活動で必要となる情報セキュリティに関する研修

- 1 ・新たな学校教育セキュリティポリシー¹⁹の策定
2 ・滋賀県警と連携したサイバーセキュリティ²⁰教育の実施

3
4 (4) ICT 推進体制の整備と人材の確保

5 ① ICT 推進体制の整備

6 〔取組の方向性〕

- 7 ・教育の情報化の推進を図るため、活用事例や教材、研修コンテンツなどのデジタル資
8 源をポータルサイトに集約することで利便性の向上を目指します。

9
10 ・ICT 活用による教育活動の充実のため、大学や ICT 関連企業との連携を進めるととも
11 に、県市町間、各市町間の情報共有や連携、協力の推進、小学校・中学校の教職員に
12 に対する研修や資質向上に係る支援などにより、すべての市町において ICT を活用した
13 学びが推進されるよう努めます。また、私立学校に対しては、公私相互に活用事例等
14 の情報共有を行うなど、連携を図り、各学校の自主性や建学の精神を尊重しながら、
15 学校教育の情報化を推進します。

16
17 〔主な取組〕

- 18 ・必要な情報が一元化された学校教育の情報化推進ポータルサイトの構築
19 ・大学・ICT 関連企業等の連携
20 ・市町教育委員会との協力・連携

21
22 ② 人材の確保

23 〔取組の方向性〕

24 ・教職員が、ICT や情報・教育データを利活用するために必要な資質を向上させること
25 ができるよう、大学・教職大学院との連携を図ります。

26
27 ・教育における ICT 活用の重要性が高まっているため、「情報」免許を保有する教職員
28 とともに、ICT の活用推進のため情報通信技術を有する人材の確保を図ります。

31
32 ¹⁹ 個人情報の保護や情報漏洩の防止をはじめ、情報セキュリティに対する基本方針をまとめたもの。

33 ²⁰ サイバーセキュリティ基本法（平成 26 年法律第 104 号）第 2 条に規定するサイバーセキュリティ
34 をいう。

1 ·学校現場におけるICT機器、ソフトウェア、ネットワークの設定やトラブル対応など
2について、1人1台端末導入後のトラブル対応例や知見を元に、効果的な技術支援を行います。

4

5 [主な取組]

- 6 ·教職員の大学・教職大学院への派遣や教職員研修講座の活用を推進
7 ·「情報」免許を保有する教職員の確保
8 ·ICT担当者の負担軽減のためのAIチャットボット²¹などの情報支援サービスの充実

9

10 ③ ICTを活用した校務の改善

11 [取組の方向性]

- 12 ·今後の方向性として、クラウド環境を前提とした次世代校務DXの取組の強化を図ります。

14

- 15 ·統合型校務支援システムをはじめとして校務の情報化により、書類作成や情報共有などについて効率化を進めるとともに、児童生徒一人ひとりの状況を多面的に把握した指導や支援を進めます。

18

- 19 ·採点支援システムにより、採点業務の効率化を図るとともに、結果をデータとして把握することにより、きめ細かな指導に反映させるなど教育の質の向上を図ります。

21

- 22 ·生成AIが社会生活に組み込まれていくことを念頭に、業務改善の視点から好事例の情報共有および活用事例の普及を行い、校務における生成AIの利活用を推進します。

24

25 [主な取組]

- 26 ·(新)クラウド環境を前提とした次世代校務DXの取組の強化の検討
27 ·情報の一元化による校務の効率化に資する統合型校務支援システムの運用
28 ·採点業務の効率化と正答データの分析が可能となる採点支援システムの更新
29 ·学校横断による教材の共有化
30 ·(新)校務における生成AIの利活用の推進

31

32

33 ²¹ 人工知能を活用した「自動会話プログラム」のこと。

34

1 ④県民の理解と関心の増進

2 [取組の方向性]

- 3 ・保護者をはじめとして広く県民の理解と関心を高め、学校設置者、学校、保護者等の
4 関係者がICT活用の方針や使用ルールについて共通理解を図れる取組を進めます。

5

6 [主な取組]

- 7 ・「教育しが」への掲載をはじめとする広報の充実
8 ・学校、保護者、市町等との連携によるインターネット利用に関する家庭教育学習講座
9 の開催

10

11

12

5 学校教育の情報化に関する目標

指標 ^{※1}	現状値	目標値
【指標①】 児童生徒自身が ICT 機器を活用することで、自分の考え方や意見を分かりやすく伝えることができると思う割合（学調 ^{※2} ・独自 ^{※3} ）	小 79.2% 中 76.8% 高 - % 特 - % (2024 年度)	小 100.0% 中 100.0% 高 100.0% 特 100.0% (2028 年度)
【指標②】 授業に ICT を活用して指導できる教員の割合（実態 ^{※4} ）	小 87.7% 中 81.2% 高 90.1% 特 73.1% (2024 年度)	小 100.0% 中 100.0% 高 100.0% 特 100.0% (2027 年度)
【指標③】 情報活用の基盤となる知識や態度について指導できる教員の割合（実態 ^{※4} ）	小 92.8% 中 87.8% 高 94.4% 特 81.7% (2024 年度)	小 100.0% 中 100.0% 高 100.0% 特 100.0% (2027 年度)

3

4

5

6

7

8

9

10

11

12

13

14

※1 各調査において調査項目に変更があった場合、類似の調査項目への見直しを行うこととしている。

※2 文部科学省「全国学力・学習状況調査」児童生徒質問調査。対象は県内公立小学校 6 年生および中学 3 年生。回答は「とてもそう思う」「そう思う」の割合。

※3 滋賀県独自調査。対象：県内公立学校の小学校 6 年生、中学校 3 年生、高校 2 年生の各校 1 クラスおよび特別支援学校（高等養護学校、高等部等）で学習支援ソフトを利用している高校 2 年生の学齢の児童生徒。回答は「とてもそう思う」「そう思う」の割合。

※4 文部科学省調査「「学校における教育の情報化の実態等に関する調査（速報値）」。対象は教員。回答は「できる」「ややできる」の割合。また、例年、（確定値）は、翌年度の 11 月ごろに公表される。

23

1
2
3 (参考資料)
4
5
6 I 滋賀県生きる力を育むための学校教育の情報化の推進に関する条例
7
8
9 II 学校教育の情報化の推進に関する法律
10
11
12
13
14
15
16
17
18
19
20
21
22
23
24
25
26
27
28
29
30
31
32
33
34

1

2 I 滋賀県生きる力を育むための学校教育の情報化の推進に関する条例

3

4 (目的)

5 第1条 この条例は、学校教育の情報化の推進に関する法律（令和元年法律第47号。以下
6 「法」という。）第21条の規定の趣旨にのっとり、学校教育の情報化の推進に関し、
7 基本理念を定め、県および学校の設置者の責務等を明らかにするとともに、学校教育の
8 情報化の推進に関する基本的な事項等を定めることにより、学校教育の情報化の推進
9 に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって次代の社会を担う児童生徒の生き
10 る力の育成に資することを目的とする。

11 (定義)

12 第2条 この条例において「学校」とは、学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に
13 規定する小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校および特別支援学校
14 （幼稚部を除く。）をいう。

15 2 この条例において「学校教育の情報化」とは、学校の各教科等の指導等における情報
16 通信技術の活用および学校における情報教育（情報および情報手段（電子計算機、情報
17 通信ネットワークその他の情報処理または情報の流通のための手段をいう。）を主体的
18 に選択し、およびこれを活用する能力の育成を図るための教育をいう。第11条におい
19 て同じ。）の充実ならびに学校事務（学校における事務をいう。以下同じ。）における
20 情報通信技術の活用をいう。

21 3 この条例において「児童生徒」とは、学校に在籍する児童または生徒をいう。

22 4 この条例において「デジタル教材」とは、電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その
23 他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計
24 算機による情報処理の用に供されるものをいう。）として作成される教材をいう。

25 5 この条例において「デジタル教科書」とは、学校教育法第34条第1項に規定する教科
26 用図書に代えて、または同項に規定する教科用図書として使用することができるデジ
27 タル教材をいう。

28 (基本理念)

29 第3条 学校教育の情報化の推進は、次に掲げる事項を基本理念として行わなければなら
30 ない。

31 (1) 児童生徒の学習活動の状況等に関する情報を活用した個別最適な学びと情報通信
32 機器を使用した意見交換、発表等を活用した協働的な学びの一体的な充実、対面によ

る指導と遠隔授業（情報通信技術を利用して、授業を行う場所以外の場所で履修させる方法による授業をいう。）等を融合した授業づくりその他の情報通信技術を日常的に活用した教科等の指導等が適切に行われることにより、情報活用能力（情報および情報手段を適切かつ効果的に活用する能力をいう。）および確かな学力（基礎的な知識および技能ならびにこれらを活用して課題を解決するために必要な思考力、判断力、表現力その他の能力ならびに主体的に学習に取り組む態度をいう。）の育成が効果的に図られること。

(2) デジタル教科書その他のデジタル教材を活用した学習その他の情報通信技術を活用した学習とデジタル教材以外の教材を活用した学習、体験学習等とを適切に組み合わせること等により、多様な方法による学習が推進されるよう行われること。

(3) 全ての児童生徒が、その家庭の経済的な状況、居住する地域、障害の有無等にかかわらず、等しく、学校教育の情報化の恵沢を享受し、もって教育の機会均等が図られるよう行われること。

(4) 情報通信技術を活用した学校事務の効率化により、学校の教職員の負担が軽減され、児童生徒に対する教育の充実が図られるよう行われること。

(5) 児童生徒等の個人情報の適正な取扱いおよびサイバーセキュリティ（サイバーセキュリティ基本法（平成 26 年法律第 104 号）第 2 条に規定するサイバーセキュリティをいう。第 14 条において同じ。）の確保を図りつつ行われること。

(6) 児童生徒が、自己または他人の権利を尊重し、情報化社会での行動に責任を持つとともに、犯罪被害を含む危険を回避し、および情報通信技術を適切に利用することができるよう行われること。

(7) 児童生徒による情報通信技術の利用が児童生徒の健康、生活等に及ぼす影響に十分配慮して行われること。

(8) 県、市町、学校の設置者および保護者の適切な役割分担による協働により推進されること。

(県の責務)

第4条 県は、前条に定める基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、学校教育の情報化の推進に関する計画的かつ総合的な施策を策定し、および実施するものとする。

2 県は、学校教育の情報化の推進に市町が果たす役割の重要性に鑑み、学校教育の情報化に関する施策の推進に当たっては、市町との連携協力を図るものとする。

3 県は、学校の設置者が行う学校教育の情報化の推進に必要な情報の提供、助言、支援または調整を行うものとする。

1
2 (学校の設置者の役割)

3 第5条 学校の設置者は、基本理念にのっとり、その設置する学校における学校教育の情
4 報化の推進のために必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

5
6 (学校教育情報化推進計画)

7 第6条 県は、法第8条第1項の規定により文部科学大臣が定める学校教育の情報化の推
8 進に関する計画を基本として、学校教育の情報化の推進に関する施策の総合的かつ計
9 画的な推進を図るため、学校教育の情報化の推進に関する施策についての計画（以下
10 「学校教育情報化推進計画」という。）を定めるものとする。

11 2 学校教育情報化推進計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

- 12 (1) 学校教育の情報化の推進に関する基本的な方針
- 13 (2) 学校教育情報化推進計画の期間
- 14 (3) 学校教育情報化推進計画の目標
- 15 (4) 学校教育の情報化の推進に関する施策に関し総合的かつ計画的に講ずべき施策
- 16 (5) 前各号に掲げるもののほか、学校教育の情報化の推進に関する施策を総合的かつ
17 計画的に推進するために必要な事項

18 3 学校教育情報化推進計画は、教育基本法（平成18年法律第120号）第17条第2項の
19 教育の振興のための施策に関する基本的な計画との調和が保たれたものでなければな
20 らない。

21 4 県は、学校教育情報化推進計画を定めるに当たっては、あらかじめ市町、学校の設置
22 者および県民の意見を反映することができるよう、必要な措置を講ずるものとする。

23 5 県は、学校教育情報化推進計画を定めたときは、遅滞なく、これを公表しなければな
24 らない。

25 6 前2項の規定は、学校教育情報化推進計画の変更（軽微な変更を除く。）について、
26 準用する。

27
28 (情報通信技術を活用した指導方法等の普及)

29 第7条 県は、情報通信技術を活用した多様な方法による学習が促進されるよう、情報通
30 信技術を活用した指導方法等の普及の促進に必要な施策を講ずるものとする。

31
32 (情報モラル教育の充実等)

33 第8条 県は、保護者、市町、学校の設置者その他の関係者と連携し、インターネットを
34 通じて行われるいじめ（いじめ防止対策推進法（平成25年法律第71号）第2条第1項

に規定するいじめをいう。)を防止するとともに、児童生徒に対する情報モラル(情報化社会の中で適正な活動を行うための基となる考え方および態度をいう。第11条において同じ。)に関する教育の充実を図るために必要な施策を講ずるものとする。

(障害のある児童生徒の教育環境の整備)

第9条 県は、情報通信技術の活用により可能な限り障害のある児童生徒が障害のない児童生徒と共に教育を受けることができる環境の整備が図られるよう、必要な施策を講ずるものとする。

(特別な配慮を要する児童生徒に対する適切な指導等)

第10条 県は、情報通信技術の活用により障害のある児童生徒、疾病による療養その他の事由のため相当の期間学校を欠席する児童生徒および日本語の指導が必要となる外国人の児童生徒その他の特別な配慮を要する児童生徒に対する適切な指導またはきめ細かな支援が実施されるよう、必要な施策を講ずるものとする。

(学校の教職員の資質の向上のための研修の実施等)

第11条 県は、情報通信技術を活用した効果的な教育方法の収集、分析および普及、情報通信技術の活用による教育方法の改善および情報教育の充実ならびに情報通信技術の活用による学校事務の効率化を図るとともに、教職員の情報モラルを高め、教職員が適切な指導または助言をできるよう、学校の教職員の資質の向上のための研修の実施その他必要な施策を講ずるものとする。

(県立学校における情報通信技術の活用のための環境の整備)

第12条 県は、デジタル教材の円滑な使用を確保するための情報通信機器その他の機器の導入および情報通信ネットワークを利用できる環境の整備、学校事務に係る情報システムの構築その他の県立学校における情報通信技術の活用のための環境の整備に必要な施策を講ずるものとする。

(学習の継続的な支援等のための体制の整備)

第13条 県は、児童生徒に対する学習の継続的な支援等が円滑に行われるよう、情報通信技術の活用により児童生徒の学習活動の状況等に関する情報を蓄積し、分析し、および活用できる環境の整備に必要な施策ならびに学校間および学校の教職員間で適切に共有するために必要な施策を講ずるものとする。

1
2 (個人情報の保護等)

3 第 14 条 県は、児童生徒および学校の教職員が情報通信技術を適切にかつ安心して利用
4 することができるよう、学校における児童生徒等の個人情報の適正な取扱いおよびサ
5 イバーセキュリティの確保を図るため、学校におけるサイバーセキュリティに関する
6 統一的な基準の策定、研修の実施その他の必要な施策を講ずるものとする。

7
8 (人材の確保等)

9 第 15 条 県は、学校の教職員による情報通信技術の活用を支援する人材の確保および資
10 質の向上が図られるよう、必要な施策を講ずるものとする。

11
12 (調査研究等の推進)

13 第 16 条 県は、情報通信技術を活用した教育の効果、情報通信技術の利用が児童生徒の健
14 康、生活等に及ぼす影響等に関する調査研究、情報通信技術の進展に伴う新たなデジタ
15 ル教材、教育方法等の事例の収集、調査研究等の推進およびその成果の普及に必要な施
16 策を講ずるものとする。

17
18 (県民の理解と関心の増進)

19 第 17 条 県は、学校教育の情報化の重要性に関する県民の理解と関心を深めるよう、学校
20 教育の情報化に関する広報活動および啓発活動の充実その他の必要な施策を講ずるも
21 のとする。

22
23 (推進体制の整備)

24 第 18 条 県は、学校教育の情報化の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するた
25 め、体制の整備その他必要な措置を講ずるものとする。

26
27 (財政上の措置)

28 第 19 条 県は、学校教育の情報化の推進に関する施策を推進するため、必要な財政上の措
29 置を講ずるよう努めるものとする。

30
31 付 則

32 この条例は、令和4年4月1日から施行する

1
2 II 学校教育の情報化の推進に関する法律（令和元年法律第四十七号）
3

4 目次
5

- 6 第一章 総則(第一条—第七条)
7 第二章 学校教育情報化推進計画等(第八条・第九条)
8 第三章 学校教育の情報化の推進に関する施策(第十条—第二十一条)
9 第四章 学校教育情報化推進会議(第二十二条)
10 附則
11

12 第一章 総則
13

14 (目的)
15

16 第一条 この法律は、デジタル社会の発展に伴い、学校における情報通信技術の活用によ
17 り学校教育が直面する課題の解決及び学校教育の一層の充実を図ることが重要となっ
18 てていることに鑑み、全ての児童生徒がその状況に応じて効果的に教育を受けることが
19 できる環境の整備を図るため、学校教育の情報化の推進に関し、基本理念を定め、国、
20 地方公共団体等の責務を明らかにし、及び学校教育の情報化の推進に関する計画の策
21 定その他の必要な事項を定めることにより、学校教育の情報化の推進に関する施策を
22 総合的かつ計画的に推進し、もって次代の社会を担う児童生徒の育成に資することを
23 目的とする。

24 (定義)
25

26 第二条 この法律において「学校」とは、学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)第一
27 条に規定 する小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校及び特別支援
28 学校(幼稚部を除く。)をいう。

29 2 この法律において「学校教育の情報化」とは、学校の各教科等の指導等における情報
30 通信技術の活用及び学校における情報教育(情報及び情報手段(電子計算機、情報通信
31 ネットワークその他の情報処理又は情報の流通のための手段をいう。次条第一項にお
32 いて同じ。)を主体的に選択し、及びこれを活用する能力の育成を図るための教育をい
33 う。第十四条において同じ。)の充実並びに 学校事務(学校における事務をいう。以下
34 同じ。)における情報通信技術の活用をいう。

35 3 この法律において「児童生徒」とは、学校に在籍する児童又は生徒をいう。

1 4 この法律において「デジタル教材」とは、電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他
2 人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算
3 機による情報処理の用に供されるものをいう。)として作成される教材をいう。

4 5 この法律において「デジタル教科書」とは、教科書に代えて、又は教科書として使用
5 されるデジタル教材をいう

6

7 (基本理念)

8 第三条 学校教育の情報化の推進は、情報通信技術の特性を生かして、個々の児童生徒の
9 能力、特性等に応じた教育、双方向性のある教育（児童生徒の主体的な学習を促す教育
10 をいう。）等が学校の教員による適切な指導を通じて行われることにより、各教科等の
11 指導等において、情報及び情報手段を主体的に選択し、及びこれを活用する能力の体系
12 的な育成その他の知識及び技能の習得等（心身の発達に応じて、基礎的な知識及び技
13 能を習得させるとともに、これらを活用して課題を解決するために必要な思考力、判断
14 力、表現力その他の能力を育み、主体的に学習に取り組む態度を養うことをいう。）が
15 効果的に図られるよう行われなければならない。

16 2 学校教育の情報化の推進は、デジタル教科書その他のデジタル教材を活用した学習そ
17 の他の情報通信技術を活用した学習とデジタル教材以外の教材を活用した学習、体験
18 学習等とを適切に組み合わせること等により、多様な方法による学習が推進されるよ
19 う行われなければならない。

20 3 学校教育の情報化の推進は、全ての児童生徒が、その家庭の経済的な状況、居住する
21 地域、障害の有無等にかかわらず、等しく、学校教育の情報化の恵沢を享受し、もって
22 教育の機会均等が図られるよう行われなければならない。

23 4 学校教育の情報化の推進は、情報通信技術を活用した学校事務の効率化により、学校
24 の教職員の負担が軽減され、児童生徒に対する教育の充実が図られるよう行われな
25 ければならない。

26 5 学校教育の情報化の推進は、児童生徒等の個人情報の適正な取扱い及びサイバーセキ
27 ュリティ（サイバーセキュリティ基本法（平成二十六年法律第百四号）第二条に規定す
28 るサイバーセキュリティをいう。第十七条において同じ。）の確保を図りつつ行われな
29 ければならない。

30 6 学校教育の情報化の推進は、児童生徒による情報通信技術の利用が児童生徒の健康、
31 生活等に及ぼす影響に十分配慮して行われなければならない。

32

33 (国の責務)

1 第四条 国は、前条の基本理念(以下単に「基本理念」という。)にのっとり、学校教育の
2 情報化の推進に関する施策を総合的かつ計画的に策定し、及び実施する責務を有する。

3

4 (地方公共団体の責務)

5 第五条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、学校教育の情報化の推進に関し、国との
6 適切な役割分担を踏まえて、その地方公共団体の地域の状況に応じた施策を総合的か
7 つ計画的に策定し、及び実施する責務を有する。

8

9 (学校の設置者の責務)

10 第六条 学校の設置者は、基本理念にのっとり、その設置する学校における学校教育の情
11 報化の推進のために必要な措置を講ずる責務を有する。

12 (法制上の措置等)

13 第七条 政府は、学校教育の情報化の推進に関する施策を実施するため必要な法制上又は
14 財政上の措置その他の措置を講じなければならない。

15

16 第二章 学校教育情報化推進計画等 (学校教育情報化推進計画)

17 第八条 文部科学大臣は、学校教育の情報化の推進に関する施策の総合的かつ計画的な推
18 進を図るため、学校教育の情報化の推進に関する計画(以下「学校教育情報化推進計画」
19 という。)を定めなければならない。

20 2 学校教育情報化推進計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

21 一 学校教育の情報化の推進に関する基本的な方針

22 二 学校教育情報化推進計画の期間

23 三 学校教育情報化推進計画の目標

24 四 学校教育の情報化の推進に関する施策に関し総合的かつ計画的に講すべき施策

25 五 前各号に掲げるもののほか、学校教育の情報化の推進に関する施策を総合的かつ計
26 画的に推進するために必要な事項

27 3 学校教育情報化推進計画は、教育基本法(平成十八年法律第百二十号)第十七条第一項
28 に規定する基本的な計画との調和が保たれたものでなければならない。

29 4 文部科学大臣は、情勢の推移により必要が生じたときは、学校教育情報化推進計画を
30 変更するものとする。

31 5 文部科学大臣は、学校教育情報化推進計画を定め、又は変更しようとするときは、総
32 務大臣、経済産業大臣その他の関係行政機関の長と協議しなければならない。

33 6 文部科学大臣は、学校教育情報化推進計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、
34 これを公表しなければならない。

1
2 (都道府県学校教育情報化推進計画等)

3 第九条 都道府県は、学校教育情報化推進計画を基本として、その都道府県の区域における学校教育の情報化の推進に関する施策についての計画(以下この条において「都道府県学校教育情報化推進計画」という。)を定めるよう努めなければならない。

4 2 市町村(特別区を含む。以下この条において同じ。)は、学校教育情報化推進計画(都道府県学校教育情報化推進計画が定められているときは、学校教育情報化推進計画及び都道府県学校教育情報化推進計画)を基本として、その市町村の区域における学校教育の情報化の推進に関する施策についての計画(次項において「市町村学校教育情報化推進計画」という。)を定めるよう努めなければならない。

5 3 都道府県又は市町村は、都道府県学校教育情報化推進計画又は市町村学校教育情報化推進計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表するよう努めるものとする。

14 第三章 学校教育の情報化の推進に関する施策

15 (デジタル教材等の開発及び普及の促進)

16 第十条 国は、情報通信技術を活用した多様な方法による学習を促進するため、デジタル教材等(デジタル教材及びデジタル教材を利用するための情報通信機器をいう。次項において同じ。)、情報通信技術を活用した教育方法等の開発及び普及の促進に必要な施策を講ずるものとする。

17 2 国は、前項の施策を講ずるに当たっては、障害の有無にかかわらず全ての児童生徒が円滑に利用することができるデジタル教材等の開発の促進に必要な措置を講ずるものとする。

18 (教科書に係る制度の見直し)

19 第十一条 国は、前条第一項の学習を促進するため、教科書として使用することが適切な内容のデジタル教材について各教科等の授業においてデジタル教科書として使用することができるよう、その教育効果を検証しつつ、教科書に係る制度(教科書の位置付け及び教科書に係る検定、義務教育諸学校の児童生徒への教科書の無償の供与、教科書への掲載に係る著作物の利用等に関する制度をいう。次項において同じ。)について検討を加え、その結果に基づき、必要な措置を講ずるものとする。

20 2 国は、前項の措置の実施の状況等を踏まえ、学校における情報通信技術の活用のための環境の整備の状況等を考慮しつつ、教科書に係る制度の在り方について不断の見直しを行うものとする。

1
2 (障害のある児童生徒の教育環境の整備)

3 第十二条 国は、情報通信技術の活用により可能な限り障害のある児童生徒が障害のない
4 児童生徒と共に教育を受けることができる環境の整備が図られるよう、必要な施策を講
5 ずるものとする。

6
7 (相当の期間学校を欠席する児童生徒に対する教育の機会の確保)

8 第十三条 国は、情報通信技術の活用により疾病による療養その他の事由のため相当の期
9 間学校を欠席する児童生徒に対する教育の機会の確保が図られるよう、必要な施策を講
10 ずるものとする。

11
12 (学校の教職員の資質の向上)

13 第十四条 国は、情報通信技術を活用した効果的な教育方法の普及、情報通信技術の活用に
14 よる教育方法の改善及び情報教育の充実並びに情報通信技術の活用による学校事務の
15 効率化を図るため、学校の教員の養成及び学校の教職員の研修を通じたその資質の向
16 上のために必要な施策を講ずるものとする。

17
18 (学校における情報通信技術の活用のための環境の整備)

19 第十五条 国は、デジタル教材の円滑な使用を確保するための情報通信機器その他の機器
20 の導入及び情報通信ネットワークを利用できる環境の整備、学校事務に係る情報システムの構築その他の学校における情報通信技術の活用のための環境の整備に必要な施策
21 を講ずるものとする。

22
23 (学習の継続的な支援等のための体制の整備)

24 第十六条 国は、児童生徒に対する学習の継続的な支援等が円滑に行われるよう、情報通信
25 技術の活用により児童生徒の学習活動の状況等に関する情報を学校間及び学校の教職
26 員間で適切に共有する体制を整備するために必要な施策を講ずるものとする。

27
28 (個人情報の保護等)

29 第十七条 国は、児童生徒及び学校の教職員が情報通信技術を適切にかつ安心して利用す
30 ることができるよう、学校における児童生徒等の個人情報の適正な取扱い及びサイバー
31 セキュリティの確保を図るため、学校におけるサイバーセキュリティに関する統一的な
32 基準の策定、研修の実施その他の必要な施策を講ずるものとする。

1 (人材の確保等)

2 第十八条 国は、学校の教職員による情報通信技術の活用を支援する人材の確保、養成及び
3 資質の向上が図られるよう、必要な施策を講ずるものとする。

4

5 (調査研究等の推進)

6 第十九条 国は、デジタル教材の教育効果、情報通信技術の利用が児童生徒の健康、生活等
7 に及ぼす影響等に関する調査研究、情報通信技術の進展に伴う新たなデジタル教材、教
8 育方法等の研究開発等の推進及びその成果の普及に必要な施策を講ずるものとする。

9

10 (国民の理解と関心の増進)

11 第二十条 国は、学校教育の情報化の重要性に関する国民の理解と関心を深めるよう、学校
12 教育の情報化に関する広報活動及び啓発活動の充実その他の必要な施策を講ずるもの
13 とする。

14

15 (地方公共団体の施策)

16 第二十二条 地方公共団体は、第十条から前条までの国の施策を勘案し、その地方公共団体
17 の地域の状況に応じた学校教育の情報化のための施策の推進を図るよう努めるものと
18 する。

19

20 第四章 学校教育情報化推進会議

21 第二十三条 政府は、関係行政機関(文部科学省、総務省、経済産業省その他の関係行政機
22 関をいう。次項において同じ。)相互の調整を行うことにより、学校教育の情報化の総合
23 的、一体的かつ効果的な推進を図るため、学校教育情報化推進会議を設けるものとする。
24 関係行政機関は、学校教育の情報化に関し専門的知識を有する者によって構成する学
25 校教育情報化推進専門家会議を設け、前項の調整を行うに際しては、その意見を聞くも
26 のとする。

27

28 附 則

29 この法律は、公布の日から施行する。

30

31 附 則（令和三年五月一九日法律第三五号）抄

32 (施行期日) 第一条 この法律は、令和三年九月一日から施行する